

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平戸地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 5経営体
- ・個人 217経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

変更なし

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

変更なし

6. 当該区域における農業の将来のあり方

変更なし

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

生月地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 1経営体
- ・個人 27経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

変更なし

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

変更なし

6. 当該区域における農業の将来のあり方

変更なし

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

田平地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 1経営体
- ・個人 57経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

変更なし

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

変更なし

6. 当該区域における農業の将来のあり方

変更なし

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 1経営体
- ・個人 41経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

変更なし

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

変更なし

6. 当該区域における農業の将来のあり方

変更なし

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 なし
- ・個人 11経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 当該区域における農業の将来のあり方

生産性の向上及び農業経営基盤の強化等を図るため、区画整理を実施し、担い手への農地集積・集約化を進める。

具体的には、区画整理により耕作条件が改善した農地について、小麦・玉ねぎ・ブロッコリー・ばれいしょ等の裏作を実施し、農地の有効活用を図るとともに、作付面積を拡大する。

担い手への農地集積・集約に当たっては、地域の徹底した話合いの下、農地中間管理事業の活用による効率的な農地利用に努め、地域農業の安定的な経営を確立する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

米の内地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 1経営体
- ・個人 12経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 当該区域における農業の将来のあり方

地域農業の安定的な経営を確立するため、区画整理済みの農地を有効活用し、担い手への農地集積・集約化を進める。

具体的には、地域の大半を占める耕種農家と一部の大規模畜産農家との耕畜連携により、水稻や飼料作物等を作付けすることで水田の有効活用を図るとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を行う。

そして、担い手は自らの経営規模の拡大又は生産性の向上を図り、地域も一体となって新たな担い手の確保・育成に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月21日

平戸市長 黒田 成彦

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大根坂地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月21日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・法人 なし
- ・個人 29経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人及び担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 当該区域における農業の将来のあり方

生産性の向上及び農業経営基盤の強化等を図るため、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、区画整理の実施を検討する。

担い手への農地集積・集約に当たっては、地域の徹底した話合いの下、農地中間管理事業の活用による効率的な農地利用に努め、地域農業の安定的な経営を確立する。

そして、担い手は地域の基幹作目である葉たばこ及び繁殖牛を中心とした経営規模の拡大又は生産性の向上を図り、地域も一体となって新たな担い手の確保・育成に取り組む。